

「特別定額給付金」申請書の郵送開始について

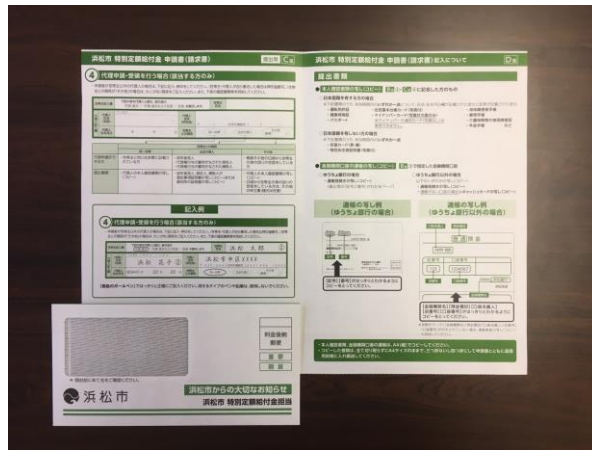
特別定額給付金の申請書を令和2年5月29日（金）から、世帯主あてに郵便でお送りします。申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類とともに返送を受けた後、順次指定された金融機関への口座振込により給付します。

記

1 申請書の送付

普通郵便により5月29日（金）から順次送付します。

すべての申請書を発送するまで、1週間程度を要する見込みです。



2 受給権者

令和2年4月27日時点で、浜松市の住民基本台帳に登録されている人の属する世帯の世帯主

3 申請方法

- (1) 申請書と返信用封筒を同封したご案内を、世帯主あてに郵便でお送りします。
- (2) 申請書にはあらかじめ世帯員の氏名等が印字されています。
記載事項に間違いがないことを確認してください。
- (3) 振込先口座情報等の必要事項を記入の上、本人確認書類・振込先口座確認書類の写しとともに、同封の返信用封筒により返送（郵送）してください。※切手不要

4 申請締切

令和2年9月8日（火）※当日消印有効

5 給付時期

6月中旬から順次、指定された金融機関口座に振り込みを行います。

申請書の誤りや添付書類の不足がなければ、申請の状況にもよりますが、最長で1月程度を目安に振り込む予定です。

6 その他

- ・ 既に早期特別申請やオンライン申請により受給された方にも申請書が届くことがあります。その場合は申請書を破棄していただくようお願いします。また、重複での給付が判明した場合には、返還していただきます。
- ・ 転居等の理由で申請書が6月20日頃になっても届かない場合は、浜松市新型コロナコールセンターまで、電話でお問い合わせください。
(届出により申請書をお送りいたします。)
- ・ 申請には銀行や郵便局等の預貯金口座が必要です。口座をお持ちでない方は、申請書が届いた時点で、浜松市新型コロナコールセンターにご相談ください。

7 問合せ先

浜松市新型コロナコールセンター 電話 0120-368-567 (コロナ)

※「音声案内」が流れたら「3」を押してください。通話料無料。